

生産局の主要な直接採択事業等（整備事業）の概要集

生産局

平成 2 1 年 1 月 1 3 日

農林水産省

は新規事業

○印は各事業で整備可能なメニュー

[illegible]

農産物加工処理施設の交流施設・直売施設は整理番号 1, 4, 15 の事業のみ

鳥獣害防止総合対策事業の農産物加工処理施設は肉加工処理施設また農作物被害防止施設は進入防止柵

(整備制度メニューの整理番号に付合。以下同じ)

事業制度概要

整理番号 1-

事業名	強い農業づくり交付金 — 産地競争力の強化 — (継続)		
事業概要	平成17年度に三位一体改革や農政改革の方向にそって、各種補助事業が、目的毎に統合・交付金化されたものであり、強い農業づくり交付金のうち、産地競争力強化についてはこれまでの補助事業である生産振興対策等の産地育成を目的とした各種補助事業を統合・交付金化したもので、需要に応じた生産量の確保、生産性の向上、品質向上、農畜産業の環境保全、輸入急増農産物における国産シェアの奪回を具体的な政策目標とする取組を支援		
事業メニュー	ア 耕種作物小規模土地基盤整備 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ウ 飼料基盤条件整備 エ 耕種作物共同利用施設整備 オ 畜産物共同利用施設整備 カ 共同利用機械整備 キ 施設等整備附帯事業		
主な採択要件	(1) 受益農家等原則として5戸以上 (2) 要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 (3) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 (4) すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。		
事業主体	(1) 都道府県(2) 市町村(3) 農業協同組合連合会 (4) 農業協同組合(5) 公社(6) 土地改良区 (7) 農事組合法人(8) 農事組合法人以外の農業生産法人 (9) 特定農業団体(10) その他農業者の組織する団体他		
補助率	事業費の1/2以内等	事業実施期間	平成17～21年度
21年度予算額	244億円の内数		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	—		
担当部署	本省 : 生産局総務課生産推進室推進1班 地方農政局等 : 地方農政局生産経営流通部農産課生産総合指導係 : 北海道農政事務所農政推進課事業係(北海道) : 沖縄総合事務局農畜産振興課生産総合指導係(沖縄県)		
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	平成17年度に各種の補助金制度を一つの交付金として統合したものであり、産地の競争力の強化に資する多くの事業メニューからなっており、各事業主体は、地域の課題に応じた事業を選択するものである。従来の補助事業と比べ国との事業計画協議を原則廃止するなどの簡素化が図られている。		

21年度予算額は概算決定ベース以降、各事業同様

事	業	内	容	備	考
(ソフト) 無し					
1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、地産地消、農畜産物 販路拡大、環境保全、甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備、畜産生産 基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備、耕種 作物活用型飼料増産、多角的農作業コントラクター育成、 <u>原油高騰対策</u> アンダーライン 21年度新規拡充					
2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 輸入急増野菜（生産局長等が別に定めるものとする。）並びにいぐさ・畳表					
3 飼料基盤活用の促進					
(ハード)					
ア 耕種作物小規模土地基盤整備					
(ア) ほ場整備					
(イ) 園地改良					
(ウ) 農道整備					
(I) 優良品種系統等への改植・高接					
(オ) 暗きょ施工					
(カ) 土壌土層改良					
イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備					
(ア) 飼料作物作付条件整備					
(イ) 放牧利用条件整備					
(ウ) 水田飼料作物作付条件整備					
ウ 飼料基盤条件整備					
(ア) 草地造成改良					
(イ) 草地整備改良					
(ウ) 草地再生改良					
(I) 野草地整備改良					
(オ) 放牧用林地整備					
(カ) (ア)から(オ)までと一体的に行う施設の整備					
(キ) 土地利用円滑化					
エ 耕種作物共同利用施設整備					
(ア) 共同育苗施設					
(イ) 乾燥調製施設					
(ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設					
(I) 農産物処理加工施設					
(オ) 集出荷貯蔵施設					
(カ) 産地管理施設					
(キ) 用土等供給施設					
(ク) 農作物被害防止施設					
(ケ) 農業廃棄物処理施設					
(コ) 生産技術高度化施設					
(サ) 種子種苗生産関連施設					
(シ) 有機物処理・利用施設					
オ 畜産物共同利用施設整備					
(ア) 畜産物処理加工施設					
(イ) 家畜市場					
(ウ) 家畜飼養管理施設					
(I) 畜産新規就農者研修施設					
(オ) 飼料作物関連施設					
(カ) 家畜改良増殖関連施設					
(キ) 離農跡地・後継者不在経営施設					
カ 共同利用機械整備					
キ 施設等整備附帯事業					
アからカまでの整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる 調整活動及び技術指導等					

整理番号 2-

3

事業内容	備考
（ソフト） 原料に一定の機能性成分などが含まれることを保証する新たなシステムや、新食品・新素材を他の食品・素材と分別して消費者に届ける新たなシステムを確立するため、システムづくりに必要な技術実証・技術指導、マニュアルの作成等の取組を支援します。 事業実施主体 （１）新需要創造協議会 新需要創造協議会とは、新食品や新素材の事業化を目的として設立された団体であって、次に掲げる者により構成され、かつ、代表者の定めがあるものです。 ア 当該新食品・新素材の原料となる農畜産物を生産・供給する者であって、（２）に掲げる者 イ 当該新食品・新素材の実用化・商品化に取り組もうとする者 （２）次に掲げる法人又は団体であって、新需要創造協議会の構成員であるもの。 ア 農業協同組合連合会 イ 農業協同組合 ウ 公社（地方公共団体が出資している法人） エ 農事組合法人 オ 農事組合法人以外の農業生産法人 カ 特定農業団体 キ その他農業者の組織する団体 （ハード） 原料に一定の機能成分などが含まれることを保証する新たなシステムや、新食品・新素材を他の食品・素材と分別して消費者に届ける新たなシステムを確立するため、新食品の原料となる農畜産物の収穫、選別、調整、加工に必要な機械・施設の整備を支援します。 事業実施主体 次に掲げる法人又は団体であって、新需要創造協議会の構成員であるもの。 （１） 農業協同組合連合会 （２） 農業協同組合 （３） 公社（地方公共団体が出資している法人） （４） 農事組合法人 （５） 農事組合法人以外の農業生産法人 （６） 特定農業団体 （７） その他農業者の組織する団体	

事業制度概要

整理番号 3-1

事業名	技術革新波及対策事業のうち 先進的総合生産工程管理体制構築事業（継続・拡充）		
事業概要	近年、安全な食料の安定供給を確保していくことが課題となっており、そのためには食料供給の各段階における適切なりスク管理の取組が重要であり。農水省としては概ね全ての産地での導入を目標として農業生産工程管理手法（GAP）の普及を行っているところである。 農産物（野菜・果樹・米・麦・大豆等）及び畜産物（食肉・鶏卵・牛乳等）を対象として、生産から出荷・加工まで一貫した工程管理体制の確立、工程管理の効果的な実施に対応できる先進的な施設の整備に対する支援を行い、モデル的な取組の構築を通じて、工程管理手法の普及を図る。		
事業メニュー	（ソフト） 先進的総合生産工程管理体制構築のための調査・検討 工程管理手法の導入効果の検証レポート作成 （ハード） 先進的な生産工程管理モデルの構築		
主な採択要件	（１）受益農家が原則として３戸以上であること。 （２）事業実施による成果目標を定めていること。 （３）生産局長等が別に定める要件等を満たしていること。 （４）当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 （５）推進事業と整備事業を一体的に実施すること。		
事業主体	（１）都道府県（２）市町村（３）農業共同組合連合会 （４）農業協同組合（５）公社（６）土地改良区 （７）農事組合法人（８）農事組合法人以外の農業生産法人 （９）特定農業団体（１０）その他農業者の組織する団体 （１１）事業協同組合連合会及び事業協同組合 （１２）企業組合及び協業組合（１３）市場関係者 （１４）有限責任事業組合（１５）民間団体 （１６）協議会（１７）認可団体		
補助率	・推進事業及び整備事業 ：事業費の１／２以内 ・推進事業：定額	事業実施 期間	平成２０～２２年度（１案件につき１～２年とする。）
21年度予算額	（ソフト）（ハード） １２百万円 ６７８百万円		
地区当たり単価 （予算上の標準単価）	６２８千円 ２８，７４３千円		
担当部署	本省	生産局技術普及課新技術利用第２班 高橋・森田	
	地方農政局	農産振興課	
	その他		
その他特記事項 （事業セールスポイント等）	生産から流通・加工まで一貫した工程管理体制を確立することができる事業として、工程管理の実施に必要な多くの整備事業メニューからなっており、各事業主体は、それぞれの目的に応じた整備を行うことが可能となっている。		

事業内容	備考																		
（ソフト） 先進的総合生産工程管理体制構築のための調査・検討 ・推進委員会の開催 ・生産工程管理マニュアルの作成 ・生産工程管理を導入するために必要な技術普及 ・技術指導 等 工程管理手法の導入効果の検証レポート作成 ・検討会の開催等の検証体制の整備 ・実証調査の実施 ・検証レポートの作成 （ハード） <table border="0"> <tr> <td>ア 共同育苗施設</td><td>コ 生産技術高度化施設</td></tr> <tr> <td>イ 乾燥調整施設</td><td>サ 種子種苗生産関連施設</td></tr> <tr> <td>ウ 穀類乾燥調整貯蔵施設</td><td>シ 有機物処理・利用施設</td></tr> <tr> <td>エ 農産物処理加工施設</td><td>ス 畜産物処理・加工施設</td></tr> <tr> <td>オ 集出荷貯蔵施設</td><td>セ 家畜飼養管理施設</td></tr> <tr> <td>カ 産地管理施設</td><td>ソ 飼養生産関連施設</td></tr> <tr> <td>キ 用土等供給施設</td><td>タ 家畜改良増殖関連施設</td></tr> <tr> <td>ク 農産物被害防止施設</td><td>チ 共同利用機械整備</td></tr> <tr> <td>ケ 農業廃棄物処理施設</td><td></td></tr> </table> いずれも、生産段階・集出荷段階（加工段階も付帯的な整備が可能）において工程管理を行うために必要な施設（改装を含む）及び機械類について整備が可能である。	ア 共同育苗施設	コ 生産技術高度化施設	イ 乾燥調整施設	サ 種子種苗生産関連施設	ウ 穀類乾燥調整貯蔵施設	シ 有機物処理・利用施設	エ 農産物処理加工施設	ス 畜産物処理・加工施設	オ 集出荷貯蔵施設	セ 家畜飼養管理施設	カ 産地管理施設	ソ 飼養生産関連施設	キ 用土等供給施設	タ 家畜改良増殖関連施設	ク 農産物被害防止施設	チ 共同利用機械整備	ケ 農業廃棄物処理施設		
ア 共同育苗施設	コ 生産技術高度化施設																		
イ 乾燥調整施設	サ 種子種苗生産関連施設																		
ウ 穀類乾燥調整貯蔵施設	シ 有機物処理・利用施設																		
エ 農産物処理加工施設	ス 畜産物処理・加工施設																		
オ 集出荷貯蔵施設	セ 家畜飼養管理施設																		
カ 産地管理施設	ソ 飼養生産関連施設																		
キ 用土等供給施設	タ 家畜改良増殖関連施設																		
ク 農産物被害防止施設	チ 共同利用機械整備																		
ケ 農業廃棄物処理施設																			

事業制度概要

整理番号 4 -

事業名	技術革新波及対策事業のうち 地産地消モデルタウン事業 (継続)		
事業概要	地域全体で地産地消に取り組む従来の「地産地消モデルタウン」の構築に向けた取組等への支援に加え、学校給食法の改正や経団連をはじめとする企業の動きを背景として、学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、モデル的な取組を支援する。		
事業メニュー	ア 推進事業 (ア) 協議会の開催等の事業推進体制の整備 (イ) 先進事例や消費者・実需者ニーズについての調査 (ウ) 事業実施地区内で生産された農畜産物を活用した加工品、学校給食メニューの開発 (エ)(ウ)で開発した加工品の販売試験 (オ) 農畜産物の生産技術や加工技術の普及・研修 (カ) 販売体制の確立に向けた人材育成 (キ) 生産者と消費者との交流会の開催、農作業体験 (ク) 実証、試験の実施 (ケ) リース方式によるハウスの導入 (コ) 残留農薬の分析 (サ) 学校給食等向け地場農産物の規格・処理基準の作成 (シ) インショップにおける機器・設備のリース (ス) 地場農産物を核にした加工品等のブランド化等の検討 (セ) その他この事業の目的を達成するために必要な取組 イ 整備事業 (ア) 農産物処理加工施設 (イ) 畜産物処理加工施設 (ウ) 直売施設 (エ) 生産者と消費者の交流施設 (オ) 集出荷施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 地域食材供給施設		
主な採択要件	(1) 受益農家が原則として3戸以上であること (2) 事業実施による成果目標を定めていること (3) 生産局長が別に定める要件及び基準等を満たしていること (4) 当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること (5) 整備事業を実施する場合にあっては、原則として、推進事業を一体的に実施すること		
事業主体	(1) 農業協同組合連合会(2) 農業協同組合(3) 公社(4) 土地改良区(5) 農事組合法人(6) 農事組合法人以外の農業生産法人(7) 特定農業団体(8) その他農業者の組織する団体(9) 協議会(ただし、推進事業に限る)		
補助率	事業費の1/2以内	事業実施期間	平成19年度～平成21年度内
21年度予算額	450百万円(概算要求)		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	(ソフト) (ハード) 関連産業型: 3,885千円 関連産業型: 32,510千円 小規模・高齢型: 2,510千円 小規模・高齢型: 12,174千円		
担当部署	本省	生産局技術普及課地産地消企画班	
	地方農政局	生産経営流通部農産課生産総合指導係	
	その他	沖縄総合事務局農畜産振興課	
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	従来の地域全体で取り組む「地産地消モデルタウン」の実現に向けた支援や、高齢・小規模農家が活躍できる少量他品目の生産流通体制の確立に向けた支援に加え、学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援する。具体的な支援内容は、安定的に学校給食等に地場農産物を供給するシステムの構築、インショップにおける機器・設備リース、地域内の直売所のネットワーク化、地場農産物を核とした加工品等のブランド化等の検討等である。		

事 業 内 容	備 考
農業、給食、商工、観光等が一丸となり、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン」の実現に向けた支援や、高齢・小規模農家が活躍できる少量他品目の生産流通体制の確立に向けた支援に加え、学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援する。 ア 推進事業（次に掲げる（ア）から（ス）のうち必要なメニュー） （ア）協議会の開催等の事業推進体制の整備 （イ）先進事例や消費者・実需者ニーズについての調査 （ウ）事業実施地区内で生産された農畜産物を活用した加工品、学校給食メニューの開発 （エ）（ウ）で開発した加工品の販売試験 （オ）農畜産物の生産技術や加工技術の普及・研修、生産者と消費者の交流、農作業体験 （カ）販売体制の確立に向けた人材育成 （キ）生産者と消費者との交流会の開催、農作業体験 （ク）実証、試験の実施 a 効率的な集出荷システムの構築・実証 b 新規作物の導入実証 c その他この事業の目的を達成に必要な実証、試験の実施 （ケ）リース方式によるハウスの導入 （コ）残留農薬の分析 （サ）学校給食等向け地場農産物の規格・処理基準の作成 （シ）インショップにおける機器・設備のリース （ス）地場農産物を核にした加工品等のブランド化等の検討 （セ）その他この事業の目的を達成するために必要な取組 事業実施主体 （１）農業協同組合連合会（２）農業協同組合（３）公社（４）土地改良区（５）農事組合法人（６）農事組合法人以外の農業生産法人（７）特定農業団体（８）其他農業者の組織する団体（９）協議会 地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組の場合の実施主体については、次のとおり。 ・地産地消を推進するための生産者、消費者、学校給食関係者、商工業者、観光業者、地方公共団体等関係者に組織され、次の要件を全て満たす協議会 （ア）代表者の定めがあること。 （イ）会員に地方公共団体が含まれていること。 （ウ）意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした当該協議会の運営等に係る規約が定められていること。 （エ）（ウ）の規約等に定めることにより、１つの手続きにつき複数のものが関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。 （オ）協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿った内容となっていること。	
イ 整備事業 次に掲げる（ア）から（キ）のうち、１つ以上の施設の整備 （ア）農産物処理加工施設 （オ）集出荷施設 注 （イ）畜産物処理加工施設 （カ）産地管理施設 （ウ）直売施設 （キ）地域食材供給施設 （エ）生産者と消費者の交流施設 事業実施主体 （１）農業協同組合連合会（２）農業協同組合（３）公社（４）土地改良区（５）農事組合法人（６）農事組合法人以外の農業生産法人（７）特定農業団体（８）其他農業者の組織する団体 地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組の場合の実施主体については、推進事業を実施する協議会の会員のうち、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、農事組合法人又は農事組合法人以外の農業生産法人等とする。	注 巡回出荷などの高齢・小規模農家が出荷しやすい流通システムの構築に必要なものに限る。

事業名	技術革新波及対策事業のうち 高機能たい肥活用エコ農業支援事業（継続）		
事業概要	現在、環境保全型農業に取り組む地域の育成等により、我が国農業生産全体を環境保全を重視した農業へ転換することが求められている。このようななか、畜産においては、環境保全型農業等を実践する農業者のニーズに即したたい肥の生産と供給体制の整備により、家畜排せつ物の利用促進を図ることが特に畜産濃密課題となっている。 このため、たい肥の肥効調整やペレット化など、新たなたい肥生産技術を用いて、畜産地域において、耕種農家のニーズにあった高機能なたい肥生産を行い、耕種地域に供給することにより、広域的に環境保全型農業に取り組むモデル地域を育成する。		
事業メニュー	（推進事業） ・協議会の開催等の事業推進体制の整備 ・実証ほ場の設置 ・たい肥の成分分析 ・その他事業の目的を達成するために必要な取組 （整備事業） ・家畜排せつ物等利活用施設の整備 ・上記施設の付帯施設の整備 ・共同利用機械の整備		
主な採択要件	・受益農家が原則3戸以上 ・成果目標を定めていること（耕種地域への高機能たい肥の供給量200t以上） ・推進事業と整備事業を一体的に実施すること ・高機能たい肥を利用する耕種農家がエコ農業（化学肥料使用量を地域慣行レベルからおおむね50%以上減らして耕種作物を栽培するもの）に取り組むこと ・おおむね都道府県域を超える耕畜地域間の連携をもって事業を実施すること ・高機能たい肥の利用についての協定書を締結すること 等		
事業主体	農協、農協連、農業者が組織する団体 等		
補助率	1/2以内	事業実施期間	平成19～21年度
21年度予算額	142百万円		
地区当たり単価 （予算上の標準単価）	（推進事業）3,198千円（整備事業）139,250千円		
担当部署	本省	生産局畜産部畜産企画課環境保全班	
	地方農政局等	地方農政局生産経営流通部畜産環境係 沖縄総合事務局農畜産振興課 地方農政事務所農政推進課	
その他特記事項 （事業セールスポイント等）	たい肥の利用促進を図るためには、畜産側が耕種側のニーズに則したたい肥を生産するほか、畜産地域から耕種地域への流通の円滑化を図る必要。 このため、たい肥の肥効調整やペレット化などの新たなたい肥生産技術を用いて、畜産地域において、耕種農家のニーズにあった高機能なたい肥生産を行い、耕種地域に供給する体制を整備することにより、広域的に環境保全型農業に取り組むモデル地域を育成する。		

事業内容	備考
（推進事業） 協議会の開催等の事業推進体制の整備 高機能たい肥の利用推進を図るための協議会の設置、開催等に要する経費 実証ほ場の設置 高機能たい肥の利用による効果等を実証するためのほ場設置等に関する経費 たい肥の成分分析 高機能たい肥の利用に係るたい肥、土壌の成分分析等に要する経費 その他本事業の目的を達成するために必要な取組 高機能たい肥の利用推進を図るために必要な情報提供、普及啓発活動等に要する経費 （整備事業） 家畜排せつ物等利活用施設の整備 家畜排せつ物等有機物をたい肥等に変換し、利活用するために必要なたい肥化施設等の整備 ・たい肥化施設 ・液肥化施設 ・炭化施設 等 の付帯施設の整備 ・浄化施設 ・貯蔵施設 ・袋詰機 ・成形機械 等 共同利用機械の整備 ・排せつ物運搬車 ・たい肥散布機械 等	

事業制度概要

整理番号 6 -

事業名	肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業（継続）		
事業概要	肉用牛繁殖ステーション（キャトル・ブリーディング・ステーション（CBS））を核に、繁殖障害牛や耕作放棄地、農産加工副産物等の未利用資源を積極的に活用し、高齢者への経営支援や団塊の世代の新規参入も図りながら、肉用牛の増頭・低コスト化等の生産基盤強化を図る地域畜産システムの構築を支援する。		
事業メニュー	（ソフト） ア 協議会の開催等の事業推進体制の整備 イ 地域畜産新生システム構築のために必要な調査 ウ その他この事業の目的を達成するために必要な取組 （ハード） ア 共同利用畜舎（肉用牛の繁殖及びほ育を行うためのものに限る）の整備 イ 家畜排せつ物の処理・利用施設の整備 ウ 放牧地における雑用水施設の整備 エ 家畜の人工授精・受精卵移植を行う施設の整備 オ 附帯施設整備 カ 放牧地・放牧林地の整備 キ 実証展示用肉専用種繁殖雌牛の整備		
主な採択要件	（１）受益農家が原則として３戸以上 （２）成果目標（生産コストを７％以上削減）を定めていること （３）生産局長等が別に定める要件等を満たしていること （４）費用対効果が１以上であること （５）整備事業を実施する場合には、原則として推進事業を一体的に実施すること		
事業主体	（１）農業協同組合連合会（２）農業協同組合（３）公社 （４）土地改良区（５）農事組合法人 （６）農事組合法人以外の農業生産法人 （７）特定農業団体（８）その他農業者の組織する団体		
補助率	１／２以内（ただし沖縄県における家畜飼養管理施設については６／１０以内）	事業実施期間	平成１９～２１年度
20年度予算額	74百万円		
地区当たり単価	（ソフト）3,010千円（ハード）71,390千円		
担当部署	本省	農林水産省生産局畜産部畜産企画課推進班	
	地方農政局等	地方農政局生産経営流通部畜産課畜産振興係 沖縄総合事務局農畜産振興課畜産振興係 地方農政事務所農政推進課事業係	
その他特記事項（事業セールスポイント等）	CBSを中心としたサービス事業体の取組により、肉用牛生産基盤の強化を核に、地域の複数課題を総合的に解決する地域畜産新生システムの構築に取り組みます。		

詳細事業メニュー （技術革新波及対策事業 - 肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業 - ）

整理番号 6ー

事業内容	備考
（ソフト） ア 協議会の開催等の事業推進体制の整備 イ 地域畜産新生システム構築のために必要な調査 ウ その他この事業の目的を達成するために必要な取組 （ハード） ア 共同利用畜舎（肉用牛の繁殖及びほ育を行うためのものに限る）の整備 イ 家畜排せつ物の処理・利用施設の整備 ウ 放牧地における雑用水施設の整備 エ 家畜の人工授精・受精卵移植を行う施設の整備 オ 附帯施設整備 カ 放牧地・放牧林地の整備 キ 実証展示用肉専用種繁殖雌牛の整備	

事業制度概要

整理番号 7ー

事業名	技術革新波及対策事業のうち (継続) — 産地提案 —		
事業概要	流通構造の変革等により、旧来の農業技術や生産システムでは対応が難しくなっており、新たな技術やシステムを構築し、未来の農業を先導していくことが求められている。このため、技術革新波及として国提案型の推進と併せ、地域で育まれている最先端の技術や新たな農業生産システムの導入等の地域提案による革新的な事業を推進し、全国的、広域的な普及を目指す。		
事業メニュー	事業推進事業 整備事業 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ウ 耕種作物共同利用施設整備 エ 畜産物共同利用施設整備 オ 共同利用機械整備 カ その他必要な施設又は機械の整備		
主な採択要件	(1) 受益農家が原則として3戸以上であること。 (2) 事業実施による成果目標を定めていること。 (3) 生産局長等が別に定める要件及び基準等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 (5) 整備事業を実施する場合にあっては、原則として、事業内容欄の推進事業を一体的に実施すること。		
事業主体	1 農業協同組合連合会 7 特定農業団体 2 農業協同組合 8 その他農業者の組織する団体 3 公社 他 4 土地改良区 5 農事組合法人 6 " 以外の農業生産法人		
補助率	1 / 2 他	事業実施期間	平成19年度～
21年度予算額	520百万円		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	ソフト 8,576千円 ハード 247,064千円		
担当部署	本省 農林水産省生産局総務課生産推進室 地方局 地方農政局農産振興課地域指導官 北海道 北海道農政事務所 沖縄県 沖縄総合事務局農畜産振興課		
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	地域からの提案として、革新的な技術による産地づくりを事業構想として描いているような事業主体や地域において活用が考えられる。		

事業内容	備考
(ソフト) ア 協議会の開催等の事業推進体制の整備 イ 産地提案にかかる技術の普及推進のための調査 ウ その他事業の目的を達成するための必要な取組 (ハード) ア 耕種作物小規模土地盤整備 (ア)ほ場整備 (イ)圃地改良 (ウ)農道整備 (エ)優良品種系統等への改植・高接 (オ)暗きょ施工 (カ)土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア)飼料作物作付条件整備 (イ)放牧利用条件整備 (ウ)水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物共同利用施設整備 (ア)共同育苗施設 (イ)乾燥調製施設 (ウ)穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ)農産物処理加工施設 (オ)集出荷貯蔵施設 (カ)産地管理施設 (キ)用土等供給施設 (ク)農作物被害防止施設 (ケ)農業廃棄物処理施設 (コ)生産技術高度化施設 (サ)種子種苗生産関連施設 (シ)有機物処理・利用施設 エ 畜産物共同利用施設整備 (ア)畜産物処理加工施設 (イ)家畜市場 (ウ)家畜飼養管理施設 (エ)飼料作物関連施設 (オ)飼料化施設 (カ)搾乳関連排水処理施設 オ 共同利用機械整備 カ その他必要な施設又は機械の整備	産地提案型で取り組む事業内容は、国提案にかかるもののほか、関係者からの提案により、最先端の技術や新たな農業生産システムの導入等全国的・広域的なモデルとなる革新的な取組を推進するものとする。

事業制度概要

整理番号 8 -

事業名	生産性限界打破モデル実践事業 (継続)		
事業概要	現行の技術・営農体系の下での生産性の限界（生産コストや経営規模等）を打破するため、品目毎の特性に応じて、新技術等の活用や未利用労働力の有効活用等により、従前にはない新たな営農システムを構築する取組を支援する。		
事業メニュー	(ソフト) ・協議会等の開催等の事業推進体制の整備 ・低コスト・省力化に資する新技術の実証 ・新技術マニュアル、リーフレット等の作成及び研修会の開催等による新技術等の普及啓発に向けた取組 等 (ハード) 小規模土地基盤整備、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、産地管理施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、共同利用機械施設		
主な採択要件	・受益農家が原則として3戸以上であること。 ・事業実施による成果目標を定めていること。 ・生産局長が別に定める要件及び基準等を満たしていること。 ・当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ・整備事業を実施する場合にあっては、推進事業と一体的に実施するものとする。		
事業主体	営農組合、農業生産法人、有限責任事業組合（LLP）、農業協同組合等		
補助率	ハード：1/2 以内 ソフト：定額	事業実施期間	平成20～22年度
21年度予算額	(ソフト) 75 百万円 (ハード) 237 百万円		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	(ソフト) 7,504 千円 (ハード) 29,629 千円		
担当部署	本省	生産局 農業生産支援課 生産性向上企画第2班	
	地方農政局	生産経営流通部 農産課・園芸特産課	
	その他	沖縄総合事務局 農林水産部 農畜産振興課	
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	生産性を向上させ、国際競争力のある農産物の供給体制を確立するため、新技術の導入による革新的な営農システムのモデルの構築・普及を推進する。		

事業内容	備考
（ソフト） 【共通の取組】 ・協議会等の開催等の事業推進体制の整備 ・新技術マニュアル、リーフレット等の作成及び研修会開催等による新技術等の普及啓発に向けた取組 ・その他事業の目的を達成するために必要な取組 （ア）土地利用型作物 ・新技術の普及等を推進するための行動計画の策定 ・水稻直播栽培技術、麦の新品種導入、大豆 300A 技術等低コスト ・省力化に資する新技術等の実証 ・モデル構築のための新技術実践組織等への技術指導及び経営分析 （イ）畑作物 ・ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術、てん菜の直播栽培技術等作業競合回避技術又はコスト低減技術の確立に向けた現地検討会の開催及び新技術の実証 ・新技術導入による作物の生育状況や生産物等の調査・分析のための取組 （ウ）園芸作物 ・トマト低段密植多回転栽培、加工 ・業務用キャベツの機械化一貫体系、果樹の新たな台木・仕立法による低樹高栽培等低コスト ・省力化に資する新技術の実証 ・モデル構築のための新技術実践組織等への技術指導及び経営分析 （エ）さとうきび ・夏植型秋収穫栽培技術等新技術の確立に向けた検討会等の開催及び新技術の実証 （ハード） （ア）土地利用型作物 - 地下水水位制御システム - 生育診断施設 - 共同乾燥調製施設の改良 - 新技術導入のために必要な共同利用機械の整備 （イ）畑作物 - ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術の導入のために必要な共同利用機械の整備 - てん菜の直播栽培技術又は多畦収穫技術の導入のために必要な共同利用機械の整備 - 小麦の不耕起初冬播き栽培技術、低コスト排水対策技術又は雨害リスク低減技術の導入のために必要な共同利用機械の整備 - a から c までの機械の付帯施設等の整備 （ウ）園芸作物 - 新たな栽培体系を確立するために必要な改植・高接・新植等の小規模土地基盤整備 - トマト低段密植多回転栽培、加工・業務用キャベツの機械化一貫体系、果樹の新たな台木・仕立法による低樹高栽培体系等低コスト省力化に資する新技術を確立するために必要な施設の整備 - 生産技術高度化施設 - 種子種苗生産関連施設 (a) 及び (b) の施設に付帯する施設 - 新技術導入等のために必要な共同利用機械の整備	土地利用型作物 （稲、麦及び大豆） 畑作物 （ばれいしょ、てん菜及び小麦） 園芸作物 （野菜及び果樹）

事業制度概要

整理番号 9 -

事業名	農業支援ニュービジネス創出推進事業のうちニュービジネス創出支援事業 (新規)		
事業概要	農産物価格の低迷など地域農業を巡る情勢が厳しさを増す中で、現状では利用期間は短いものの、専ら農業者が取得して利用している農業機械について、その利用コストを削減し、地域の農業生産システムの変革に資するため、農業機械レンタルのビジネスモデルを育成する。		
事業メニュー (主なもの)	地区推進事業(ソフト) ア リースによるレンタル用農業機械の導入(最長3年を限度とするリース料支援) イ レンタル利用に伴う余剰機械の処分 ウ レンタル事業者に対する研修、コンサルティング 地区整備事業(ハード) ・取得(購入)によるレンタル用農業機械の導入		
主な採択要件 (検討中)	(1) レンタルのコスト低減効果が発揮できる規模のレンタル利用農家を確保できる見込があること (2) 事業メニューの のアおよび については、高性能農業機械や広域での農業機械のレンタルサービスを展開する計画(「ニュービジネス展開計画」)を策定し、関係市町村の了解を得ること		
事業主体	地区推進事業 生産者団体、地域協議会、ニュービジネス展開計画を作成した企業、農業生産法人、JA等 地区整備事業 ニュービジネス展開計画を作成した農業生産法人、JA等		
補助率	1 / 2 以内	事業実施期間	平成21年度～23年度
21年度予算額	424百万円		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	(ソフト) 13,000千円 (ハード) 40,000千円		
担当部署	本省	生産局技術普及課新技術企画班	
	地方農政局	(調整中)	
	その他		
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	農業機械のレンタルについては、ビジネスとして未だ確立していない現状を考慮し、地域の農業者に対する意向調査やレンタルへの参入事業者に対する研修・コンサルティング、レンタル機の導入に至るまで、レンタルビジネスの立ち上げに必要な一連の取組をフルサポート。		

詳細事業メニュー（農業支援ニュービジネス創出推進事業のうちニュービジネス創出支援事業(新規)

整理番号 9-

事業内容	備考
(ソフト) ・協議会の開催(推進体制の整備) ・レンタル利用の意向調査 ・事業者と生産者とのマッチング ・リースによるレンタル用農業機械の導入(最長3年を上限とするリース料支援) ・レンタルを利用する農業者の余剰機械の処分 ・レンタル事業者に対する研修、コンサルティング ・事業効果の検証 等 (ハード) ・取得(購入)によるレンタル用農業機械の導入 ・レンタル用農業機械格納施設の整備	(検討中)

事業制度概要

整理番号 10 -

事業名	家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業（継続）		
事業概要	地球温暖化の進展並びに昨今の燃油価格等高騰など農業取り巻く情勢が厳しさを増していることから、園芸分野における温室効果ガスの排出量の削減及び施設園芸分野における燃油代替エネルギーの利用を進めることが喫緊の課題となってきた。 このため、本事業においては、家畜排せつ物のメタン発酵の産生物であるメタンガスや消化液を有効活用し、園芸分野における消化液及びメタンガスの活用システムの確立に向けた取組を支援する。		
事業メニュー	<推進事業> 家畜メタン発酵等利用システム構築のために必要な取組 協議会の開催 石油代替エネルギー供給システムの実証 消化液を利用した化学肥料施用量削減の実証 その他目的達成のために必要な取組 <整備事業> メタンガスを利用する低コスト耐候性ハウス又は省エネルギーモデル温室 高度環境制御栽培施設 施設園芸栽培技術高度化施設 家畜排せつ物等利活用施設 産地管理施設 ～ までの施設に附帯する施設 消化液散布機 家畜排せつ物メタン発酵施設等の施設整備は対象外		
主な採択要件	(1)受益農家が原則として3戸以上であること。 (2)事業実施による成果目標（廃熱利用、消化液利用、購入電力の削減による温室効果ガス排出量の50%以上削減）を定めていること。 (3)当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 (4)整備事業を実施する場合にあっては、原則として推進事業を一体的に実施すること。		
事業主体	(1)農業協同組合連合会(2)農業協同組合(3)農事組合法人(4)農事組合法人以外の農業生産法人(5)特定農業団体(6)その他農業者の組織する団体(7)協議会(推進事業に限る)		
補助率	事業費の1/2以内	事業実施期間	平成20～22年度
21年度予算額	21百万円		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	(ソフト)760千円（ハード）20,050千円		
担当部署	本省	生産局農業環境対策課資源循環推進班	
	地方農政局	地方農政局生産経営流通部園芸特産課	
	その他	北海道農政事務所農政推進課 沖縄総合事務局農畜産振興課	
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	家畜排せつ物のメタン発酵によるメタンガスや消化液などの産生物を園芸作物（施設・露地）の生産に有効活用する取組みに活用できます。		

事業内容	備考
既設の家畜排せつ物の処理過程において発生するメタンガス（メタンガス燃焼に伴い発生する熱や電気をいう。以下同じ。）及び消化液を園芸生産に有効活用することにより、農畜産分野における温室効果ガス排出量を削減するモデルを確立するため、次に掲げる取組を行うものとする。 （ソフト） 1 協議会の開催 2 メタンガス等を施設園芸の加温等に利用する石油代替エネルギー供給システムの実証 3 消化液の成分分析及びほ場の土壌分析を行い、消化液をほ場に適正に施用することを通じた化学肥料施用削減システムの実証 4 その他この事業の目的を達成するために必要な取組 （ハード） 1 メタンガス等を利用する低コスト耐候性ハウス又は省エネルギーモデル温室の整備 2 園芸作物の生産環境を最適に保つために必要な環境制御システム等を有する高度環境制御栽培施設の整備 3 園芸施設内の環境・栽培管理の制御、収穫、搬送及び調整の省力化等を図るための施設園芸栽培技術高度化施設の整備 4 家畜排せつ物等利活用施設（園芸用施設に対するメタンガス等の供給及び当該メタンガス等の利用によるエネルギー供給を目的とした施設）の整備 5 消化液の成分分析、消化液の散布予定のほ場の土壌分析等を行うための産地管理施設の整備 6 1 から 5 までの施設に附帯する施設の整備 7 消化液散布機の整備	

事業制度概要

整理番号 11—

事業名	温室効果ガス排出削減農業生産システムのうち（継続） 地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業		
事業概要	世界的に地球温暖化の対策が求められる中で、農業分野においても温室効果ガスの排出削減が重要な課題となっており、二酸化炭素排出量が0と見なされるバイオディーゼル燃料（BDF）などの代替燃料の利用拡大が期待されている。このため、BDFの農業機械への継続的かつ安定的な利用を促進することを目的として、以下の3項目を一体的に導入する地産地消型のBDF利用モデルの確立を支援する。 既存の機械装備や遊休農地を活用したなたねの低コスト生産技術 廃食油の収集技術及び農業機械に適した性状を持つBDF製造技術 農業機械におけるBDFの長期安定利用技術及び省エネ利用技術		
事業メニュー	○地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立推進事業 ○地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立整備事業		
主な採択要件	・なたねの生産、なたね油等の販売、地域からの廃食油の回収、回収された廃食油のBDFへの変換、BDFの農業機械利用などモデルの確立に必要な取組の一体的な実施が確実と見込まれること。		
事業主体	・市町村 ・JA ・NPO法人 ・農業者の組織する団体 等		
補助率	定額（推進事業） 1 / 2 以内（整備事業）	事業実施期間	平成20～22年度
21年度予算額	49百万円		
地区当たり単価 （予算上の標準単価）	（ソフト） 3,600千円 （ハード） 5,500千円		
担当部署	本省：生産局農業環境対策課技術班 地方農政局等：地方農政局生産経営流通部農産課 ：地方農政事務所農政推進課 ：沖縄総合事務局農畜産振興課（沖縄県）		
その他特記事項 （事業セールスポイント等）	～の技術の導入に際しては、専門的な知識等が必要になりますが、全国単位の検討会の開催等を通じて、地域の取組が進むように国や試験研究独法などが技術的なバックアップを行います。		

詳細事業メニュー（地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業）整理番号 1 1 -

事業内容	備考
（ソフト） ○地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立推進事業 ・地域検討会の開催 ・廃食油、B D F の品質検査 ・B D F 使用機の点検、B D F 対応部品への交換等 （ハード） ○地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立整備事業 ・なたね油の搾油、精製設備 ・B D F 貯蔵、給油設備 ・B D F 製造装置 等	

事業制度概要

整理番号 12 -

事業名	温室効果ガス排出削減農業生産システムのうち 土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業（継続要求）		
事業概要	水田への稲わらすき込みからたい肥への転換を促進しその普及を図るため、畜産地帯周辺においては、耕畜連携による完熟たい肥等の収集・運搬・散布体制を、水稲単作地帯においては、有機物供給施設及び完熟たい肥等の収集・運搬・散布体制を整備するとともに、耕種農家による飼料用高品質稲わらの収集・調製システムのモデルづくりとその課題等の調査分析を実施する。		
事業メニュー	（ソフト） 1 水田土壌由来温室効果ガス発生抑制推進事業 (1)地域推進事業 (2)飼料用高品質稲わら収集・調整システムモデル確立事業 （ハード） 2 水田土壌由来温室効果ガス発生抑制施設整備事業		
主な採択要件	・受益農家が3戸以上であること。 ・稲わら等をすき込んでいる水田面積が地域の水稲作付面積の40%以上であって、事業実施年度の翌々年までに稲わら等のすき込み面積割合が水稲作付面積の30%以上削減することが確実に見込まれる地域であること。		
事業主体	(1) 農業協同組合、(2) 農業協同組合連合会、(3) 市町村、(4) 公社、 (5) 財団法人、(6) 社団法人、(7) 集落営農組織、(8) 農事組合法人、(9) 農事組合法人以外の農業生産法人、(10) 特定農業団体、(11) 有限責任事業組合、(12) 特定非営利活動法人、(13) 特認団体		
補助率	事業メニュー1：定額 事業メニュー2：1/2 以内	事業実施期間	平成20～24年度
21年度予算額	1 水田土壌由来温室効果ガス抑制推進事業 65百万円（概算決定額） (1)地域推進事業 662千円×26地区＝17,212千円 (2)飼料用高品質稲わら収集・調整システムモデル確立事業 4,800千円×9地区＝43,200千円（稲わら収集事業） 4,511千円×1団体＝4,511千円（団体推進事業） 2 水田土壌由来温室効果ガス発生抑制施設整備事業 108百万円（概算決定額） 6,439千円×6地区＝38,634千円（畜産地帯） 34,872千円×2地区＝69,744千円（水稲単作地帯）		
担当部署	本省：生産局農業環境対策課土壌環境保全班（北海道） 地方農政局：地方農政局生産経営流通部農産課 ：地方農政事務所農政推進課 ：沖縄総合事務局農畜産振興課（沖縄県）		
その他特記事項 （事業セールスポイント等）	本事業の実施を通じて、稲わらの施用から完熟たい肥への転換を進め、ソフト事業においては、土壌診断に係る定額助成や転換に伴う稲わら1kgあたり20円の助成、ハード事業においては、これまでの整備事業では整備できなかったマニュアルスプレッダー、たい肥専用運搬車両等の整備を補助率1/2で助成を行う。		

事業内容	備考
1 水田土壌由来温室効果ガス発生抑制推進事業 ア 地域推進会議の開催 イ たい肥等需給計画等の策定 ウ 需給リスト、マップ作成費 エ 実証試験 2 水田土壌由来温室効果ガス発生抑制推進事業のうち 飼料用高品質稲わら収集・調製システムモデルの確立 ア 飼料用高品質稲わら及びたい肥の生産流通システム調査 イ 飼料用高品質稲わら収集・調整に必要な経費の助成 3 水田土壌由来温室効果ガス発生抑制施設整備事業 ア たい肥等の収集・運搬・散布用機械の整備 イ 有機物供給施設 ウ たい肥貯留施設	

事業制度概要

整理番号 13—

事業名	地球温暖化に適応した安定的な農業生産技術等の実証・普及(継続)		
事業概要	地球温暖化による農作物への高温障害等の影響が全国的に報告されており、その対策が求められている。このため、地球温暖化に適応しうる技術・取組を導入し、その効果を実証しようとする産地に対し、必要な資材、機械等の導入及び条件整備を支援する。		
事業メニュー	以下の品目を対象とした、高温障害等地球温暖化による影響と思われる障害への対応に有効な推進事業、整備事業による温暖化適応策の導入・普及。例をカッコ内に示す。 (ア) 水田作における温暖化適応策 推進 整備 (地下灌漑システム(FOEAS)の導入による水稻の水管理、大豆の土壌水分管理技術等の実証・普及) (イ) 果樹作における温暖化適応策 推進 整備 (着色優良品種(例:りんご「秋映」)等温暖化適応品種の導入及び当該品種最適栽培技術等の実証・普及) (ウ) 茶業における温暖化適応策 推進 整備 (点滴かん水技術、自動広域予察技術、無農薬捕虫技術、減農薬散布技術等干害や病虫害対策技術の実証・普及) (エ) 野菜作における温暖化適応策 推進 (単為結果性品種(例:なす「あのみり」)等温暖化適応品種の導入及び当該品種最適栽培技術等の実証・普及)		
主な採択要件	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 受益農家が原則として3戸以上であること。 2 事業実施による秀品率・単収の安定・回復など成果目標を定めていること。		
事業主体	農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体		
補助率	事業費の1/2以内	事業実施期間	平成20～22年度
21年度予算額	21百万円		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	(ソフト)900～2,600千円 (ハード)870～6,600千円 (注:作目によって地区あたりの単価は異なります。)		
担当部署	本省 : 生産局農業環境対策課技術班 地方農政局等: 地方農政局生産経営流通部農産課又は園芸特産課 : 地方農政事務所農政推進課 : 沖縄総合事務局農畜産振興課(沖縄県)		
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	地球温暖化による農作物への影響(例:水稻の白未熟粒、リンゴの着色不良など)に対して、本事業による耐性品種、栽培技術の導入やほ場環境の整備などを通じて、地球温暖化に対する適応策技術の導入を図り、生産の安定や品質向上に繋げることを目的としています。		

事業内容	備考
○推進事業（ソフト） （ア）水田作 a 協議会の開催 b 気象情報、病虫害発生予察情報の入手や水田作への温暖化の影響の評価等に必要な調査・分析及びこれら情報の生産者への提供 c 次のいずれかの品種又は技術の実証 （a）水稻の白未熟粒、充実不足の発生回避・軽減のための直播栽培、肥培管理による籾数制御技術等の栽培管理技術 （b）大豆の青立ち株の発生回避・軽減のための水分管理技術 （c）水稻の直播適性品種、麦の早生品種・高秋播性品種等地球温暖化適応品種 d 地球温暖化適応技術マニュアル、リーフレット等の作成、研修会の開催等 e その他この事業の目的を達成するために必要な取組 （イ）果樹作 a 協議会の開催 b 気象情報、病虫害発生予察情報の入手や温暖化の影響の評価等に必要な調査・分析及びこれら情報の生産者への提供 c 次のいずれかの技術の実証 （a）優良着色品種系統等地球温暖化適応品種の最適栽培技術 （b）環状剥皮、凍霜害防止技術、植物生育調節剤等、地球温暖化の影響を回避し又は軽減するための適応技術 d 地球温暖化適応品種・技術の導入マニュアルの策定 e その他この事業の目的を達成するために必要な取組 （ウ）茶 a 協議会の開催 b 気象情報、病虫害発生予察情報の入手や温暖化の影響の評価等に必要な調査・分析及びこれらの情報の生産者への提供 c 次のいずれかの技術の実証 （a）地球温暖化による干害・生育障害の回避技術 （b）霜害の多発化に対応するための省電力防霜技術 （c）病虫害発生パターンの変化に対応するための発生予察・防除技術 d 地球温暖化適応品種・技術の導入マニュアルの策定 e その他この事業の目的を達成するために必要な取組 （エ）野菜作 a 協議会の開催 b 気象情報、病虫害発生予察情報の入手や温暖化の影響の評価等に必要な調査・分析及びこれらの情報の生産者への提供 c 次のいずれかの品種又は技術の実証 （a）単為結果性品種等温暖化による影響を回避・軽減するための適応品種 （b）細霧冷房等園芸施設内の温度を抑制するための技術 （c）短日夜冷育苗技術等温暖化による影響を回避・軽減するための技術 d 地球温暖化適応品種・技術の導入マニュアルの策定 e その他この事業の目的を達成するために必要な取組 ○整備事業（ハード） （ア）水田作 a 生育状況に応じた適切な水管理・土壌水分の制御を可能とする地下水位制御システム（FOEAS）の整備 （イ）果樹作 a 優良着色品種系統等適応品種の新植・改植又は高接（ただし、うんしゅうみかん及びりんごの新植は除く。） b 省電力防霜ファン等農作物被害防止施設の整備 （ウ）茶 a 生産技術高度化施設のうち茶園点滴灌水施設の整備 b 省電力防霜ファン、省力・高精度病虫害発生予察施設等の農作物被害防止施設の整備 c 農薬をミスト状に噴霧することにより、農薬の使用量を大幅に縮減できる機能又は送風によって害虫を捕虫する機能を有する茶複合管理機	

事業制度概要

整理番号 14ー

事業名	有機農業総合支援対策 (継続)		
事業概要	有機農業は、農業の自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性の保全に資するとともに、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資する取組であることから、その推進が求められているところである。 しかしながら、現状では化学肥料、農薬を使用する通常の農業と比べて収量や品質の低下が起こりやすいことに加え、有機農業に対する消費者や実需者の理解が必ずしも十分とは言えないことから、その取組は未だに少ないものとなっている。 このため、有機農業総合支援対策（以下「本対策」という。）において、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）及び有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月27日農林水産大臣公表）に即し、有機農業への参入促進、有機農業に対する理解と関心を増進するための普及啓発及び全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンの育成に取り組むとともに、有機農業の基本となる土づくりの推進を図るものとする。		
事業メニュー	(ソフト) 地域有機農業推進事業 土づくり対策推進事業 (ハード) 地域有機農業施設整備事業 土づくり対策整備事業		
主な採択要件	(ソフト) 有機農業を行う農業者の育成・確保、農産物の生産・流通・販売の拡大・定着、消費者等の理解と関心の増進の何れかの成果目標を定めていて、達成が十分に可能であると見込まれること等。 (ハード) 地域有機農業推進事業において定めた成果目標の達成に直結するものであって、その利用計画が適正に定められていること。また、施設の規模・能力が受益に対して適正であって、運営に当たっては収支計画が適正であり、収支の均衡が取れていると認められること等。		
事業主体	(ソフト) 市町村を構成員に含む協議会または、農業協同組合等 (ハード) 上記協議会に所属する団体または、農業協同組合等		
補助率	定額、1/2	事業実施期間	平成20～24年度
21年度予算額	452百万円		
地区当たり単価	(ソフト) 地域有機 4,046 千円 (ハード) 地域有機 54,017 千円 地域有機 16,544 千円 (予算上の標準単価) 土づくり 4,213 千円 土づくり 63,067 千円		
担当部署	本省 : 生産局農業環境対策課有機農業推進班 地方農政局等 : 地方農政局生産経営流通部農産課 : 地方農政事務所農政推進課 : 沖縄総合事務局農畜産振興課(沖縄県)		
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	全国における有機農業振興のモデルを確立するため、有機農業への参入促進、技術実証及び流通・販売促進などの推進に必要な取組に対しフルサポートします。		

事業内容	備考
（ソフト） 地域有機農業推進事業 有機農業を行う農業者の育成・確保、有機農業により生産される農産物の生産、流通及び販売の拡大、有機農業に対する消費者等の理解及び関心の増進等の目標を実現し、全国における有機農業の振興のモデルを確立するため、次の取組を行うものとする。 有機農業の参入希望者に対する指導・助言 地域の立地条件に適応した有機農業に関する技術を確認するための実証ほの設置 有機農業により生産される農産物の流通・販売の促進活動 消費者等に対する有機農業に関する普及啓発活動及び有機農業者と消費者等との交流活動 その他この事業の目的を達成するために必要な取組 土づくり対策推進事業 水田におけるたい肥施用量の減少やたい肥等の施用に対応した適切な施肥管理等地域における土づくりの課題に対応するため、たい肥コーディネーター、普及指導員等を活用しつつ、次の取組を行うものとする。 土づくり地域推進会議の開催 たい肥づくり講習会の開催 たい肥づくり巡回指導 有機物連用試験実証ほの設置 （ハード） 地域有機農業施設整備事業 地域有機農業推進事業を実施する地域において、有機農業に必要な技術の習得、種苗の供給及び土壌診断を行うため、次の取組を行うものとする。 技術支援施設の整備 種苗生産用施設の整備 種苗貯蔵施設の整備 種苗調製・出荷用機械の整備 土壌診断施設の整備 土づくり対策推進事業 水田におけるたい肥施用量の減少やたい肥等の施用に対応した適切な施肥管理等地域における土づくりの課題に対応するため、たい肥コーディネーター、普及指導員等を活用しつつ、次の取組を行うものとする。 土づくり地域推進会議の開催 たい肥づくり講習会の開催 たい肥づくり巡回指導 有機物連用試験実証ほの設置	

事業制度概要

整理番号 15-

事業名	産地生産拡大プロジェクト支援事業（継続）		
事業概要	食料供給のグローバル化が進展する中、農業生産面から、生産現場における主体性と創意工夫を十分に発揮した産地づくりを促進する取組や食料自給率向上に向けた施策を展開してきたところであるが、依然として食料自給率が低下傾向にあり、今後も引き続きこれらの取組を強化していくことが重要となっている。 このため、モデル的な取組として、市町村内の農業関係者が一丸となり、主体性と創意工夫のもと産地改革を促進し、食料自給率向上の中核となる産地を確立するための総合的、複合的な事業を実施する。		
事業メニュー	(1)推進事業 農畜産物の生産に関する取組（例：実証ほの設置） 農畜産物の加工に関する取組（例：新規加工品の開発等） 農畜産物の消費拡大に関する取組（例：試食会）等 (2)整備事業 共同利用施設・機械等の整備		
主な採択要件	(1)推進事業 市町村の農業産出額の増加目標を設定した市町村産地強化計画を策定していること 整備事業と一体的に実施すること。 3年間継続して実施すること (2)整備事業 推進事業を実施する市町村内で複数の事業実施主体が整備事業を行うこと 市町村産地強化協議会の構成員であること 受益農家が原則として5戸以上であること 当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること 生産局長が定める面積要件、基準等を満たしていること		
事業主体	(1)推進事業 市町村長を代表とし、整備事業の実施主体その他農業関係者で構成する市町村産地強化協議会 (2)整備事業 市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、その他農業者の組織する団体等（いずれも市町村産地強化協議会の構成員であることが必要）		
補助率	下記特記事項参照	事業実施期間	平成20年度～22年度
21年度予算額	1,212百万円		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	(ソフト)3,000千円(1協議会当たり下限事業費は1,000千円) (ハード)250,000千円(1市町村あたり交付上限額は300,000千円)		
担当部署	本省：生産局総務課生産推進室推進1班計画係 地方農政局等：地方農政局生産経営流通部農産課生産総合指導係 ：北海道農政事務所農政推進課事業係（北海道） ：沖縄総合事務局農畜産振興課生産総合指導係（沖縄県）		
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	推進事業の補助率は、1年目は1/3、2～3年目は前年の目標達成度に応じて1/2、1/3、1/4に変動 整備事業は、国から市町村へ交付金を一括交付（施設1/2、機械1/3が基本）、事業実施主体（同一市町村内に複数）への補助率は市町村の裁量で1/5～4/5に可変		

事業内容	
（ソフト）	
（１）本事業の推進に関する検討	（４）農畜産物の流通に関する取組
ア 産地計画の見直し、推進事業実施計画の策定等本事業の基本的事項の検討	ア 取組の具体的内容の検討
イ 農業産出額の調査及び算出	イ 流通状況に関する調査
ウ 整備事業で整備する施設、機械の活用、推進体制等の検討	ウ 流通技術の開発又は実証
（２）農畜産物の生産に関する取組	エ 流通体制の整備
ア 取組の具体的内容の検討	オ 流通技術に関する研修
イ 生産状況及び生産技術に関する調査	カ 取組の評価
ウ 新技術の開発及び実証ほの設置	（５）農畜産物の消費拡大に関する取組
エ 生産体制の整備	ア 取組の具体的内容の検討
オ 生産技術に関する研修、講演会等の開催及びマニュアルの作成・配布	イ 消費動向や需要に関する調査
カ 取組の評価	ウ 消費者への農産物加工品等の試食会等の開催
（３）農畜産物の加工に関する取組	エ パンフレットの作成・配布、マスメディア等を活用した消費者への情報提供
ア 取組の具体的内容の検討	オ 取組の評価
イ 加工技術に関する調査	
ウ 加工品又は加工技術の開発又は試作	
エ 加工体制の整備	
オ 加工技術に関する研修	
カ 取組の評価	
（ハード）	
1 耕種作物小規模土地基盤整備	（５）農産物直売施設
（１）ほ場整備	（６）農産物交流施設
（２）圃地改良	（７）集出荷貯蔵施設
（３）農道整備	（８）産地管理施設
（４）暗きょ施工	（９）用土等供給施設
（５）土壌土層改良	（１０）農作物被害防止施設
2 飼料作物作付け及び家畜放牧等条件整備	（１１）農業廃棄物処理施設
（１）飼料作物作付条件整備	（１２）生産技術高度化施設
（２）放牧利用条件整備	（１３）種子種苗生産関連施設
（３）水田飼料作物作付条件整備	（１４）有機物処理・利用施設
3 耕種作物共同利用施設整備	4 畜産物共同利用施設整備
（１）共同育苗施設	（１）畜産物処理加工施設
（２）乾燥調製施設	（２）家畜飼養管理施設
（３）穀類乾燥調製貯蔵施設	（３）飼料作物関連施設
（４）農産物処理加工施設	5 共同利用機械整備
6 地域提案	
市町村長が地域の実情及び成果目標を達成する観点から、地方農政局長等と協議して認める取組（以下「地域提案」という。）	

事業制度概要

整理番号 16-

事業名	国産原材料供給力強化対策事業 (新規) うち国産原材料サプライチェーン構築事業 (うち地区推進事業及び整備事業)		
事業概要	食の外部化が進み、食料消費に占める加工食品・外食の比率が増大する中、輸入品との価格差や国内産地の対応の遅れ等のため、加工・業務用需要に占める国産シェアは低い状況にある。一方で、消費者の国産農産物や食品に対するニーズが高まっていることから、食品製造業者等と生産者との間で、加工・業務用の原材料を介したつながりの強化を図り、食料自給率の向上や食料の安定供給を確保することが緊急の課題となっている。 このような状況を踏まえ、加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、契約産地等から購入した国産原材料を、食品製造業者等が求める形態で安定的に供給する機能を強化し、加工・業務用需要に対応可能な国産原材料の供給連鎖（サプライチェーン）を確立する必要があることから、生産、流通及び加工・製造等の各段階において、新たなサプライチェーンの構築に向けた生産・流通体制の変革等を円滑に進めるための取組を支援する。		
事業メニュー	(ソフト) 中間事業者を核とする生産者、食品製造業者等の安定的な取引関係に基づく、需要に対応した国産原材料の安定供給体制を構築するための取組や、関係者が連携して行う加工・業務用原材料の国産品への転換、特色ある商品の開発・販売促進活動等の付加価値創出に向けた取組等を支援する。 (ハード) 国産原材料のサプライチェーンの構築や付加価値創出等の取組を進める上で必要となる基盤整備や機械の導入、施設の整備等を支援する。		
主な採択要件 (現在検討中)	(1) 受益農家が原則として3戸以上であること。 (2) 事業実施による成果目標の基準を満たしていること。 (3) 当該施設等の整備による全ての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 (4) 整備事業を実施する場合にあっては、推進事業と一体的に実施すること。 (5) 整備事業を実施する場合にあっては、推進事業の実施主体である協議会内で国産原材料の取引契約を交わしていること。		
事業主体 (現在検討中)	(ソフト) 生産者団体、中間事業者、食品製造業者等からなる国産原材料供給・利用協議会 (ハード) 生産者団体、農業生産法人、民間事業者等		
補助率	(ソフト) 定額 (ハード) 1/2 以内	事業実施期間	平成21年度～平成23年度
20年度予算額	(ソフト) 923百万円、(ハード) 4,050百万円		
地区当たり単価	(ソフト) 27,155千円×34地区 (ハード) 155,776千円×26地区		
担当部署	本省	生産局生産流通振興課、畜産企画課、食肉鶏卵課、牛乳乳製品課	
	地方農政局	生産経営流通部園芸特産課、農産課、畜産課	
	その他	地方農政事務所農政推進課	
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	・輸入原材料からの転換や輸入品との差別化等による国産原材料使用製品の需要拡大など、生産、流通、加工・製造等の関係者が一体となった取組を支援。 ・従来型の産地（農業協同組合、農業生産法人等）のみを対象とした機械・施設等のハード支援ではなく、産地等と一体となって生産・流通体制の変革に取り組む民間事業者等についても、ソフト・ハード両面から支援。		

事業内容	備考
（ソフト） ・検討会の開催等事業推進体制の整備 ・導入する品種、栽培技術等の試験、実証及び指導普及 ・種子・種苗等の供給体制の整備 ・導入品種等の加工適性に係る試験 ・商品化に係る試験及び検討 ・消費者や実需者のニーズの把握に必要な調査 ・農産物の加工・製品製造に係る技術指導 ・GAP・トレーサビリティ手法導入に必要な取組 ・低コスト流通システムの確立に必要な検討及び実証 ・園地・施設等の再編に必要な取組 （ハード） ・園地改良 ・暗きょ施工 ・新植・改植・高接 ・土壌土層改良 ・共同育苗施設 ・乾燥調製施設 ・穀類乾燥調製貯蔵施設 ・農産物処理加工施設 ・集出荷貯蔵施設 ・産地管理施設 ・農産物被害防止施設 ・生産技術高度化施設 ・食肉加工施設、機械 ・乳製品等製造施設、機械 ・家畜飼養管理施設 ・搾乳施設 ・共同利用機械	一部、品目により選択可能なメニューが異なる。

事業制度概要

整理番号 17-

事業名	鳥獣害防止総合対策事業（鳥獣害防止総合支援事業）（継続）		
事業概要	鳥獣による農林水産業等に係る被害は、鳥獣の生息分布域の拡大などにより、全国的に拡大・深刻化してきており、地域の実態に即した被害対策の強化が課題となっていており、このため被害地域が主体的に被害の防止のための施策を実施することができるよう、鳥獣被害防止特措法が平成19年12月に制定され、20年2月に施行された。 同法により市町村が作成する被害防止計画に基づく、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策の取組を総合的に支援します。		
事業メニュー	（ソフト） ・農林水産業団体職員、市町村職員等による狩猟免許の取得 ・安全で効果的な捕獲に役立つ箱ワナなど、捕獲機材の導入 ・犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入・実証 ・緩衝帯の設置（牛の放牧等）による里地里山の整備等 （ハード） ・広域地域が一体となった侵入防止柵の整備 ・捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備		
主な採択要件	（共通要件） 市町村等による被害防止計画の作成 （ハード） （1）受益戸数が3戸以上であること。 （2）当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を補うことが見込まれること。 （3）（1）（2）の他、生産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること		
事業主体	協議会（市町村、農林漁業団体、狩猟者団体等で構成） ハード事業は、市町村やJAでも事業主体になれます。		
補助率	ソフト：定額 ハード：1/2等以内	事業実施期間	平成20年～22年
21年度予算額	28億円（ソフト6億円、ハード22億円）		
地区当たり単価	（ソフト）1市町村当たり200万円を上限に交付します （ハード）地区当たり上限額なし		
担当部署	本省	生産局農業生産支援課鳥獣被害対策室 （鳥獣被害対策推進班）	
	地方農政局	生産経営流通部農産課（鳥獣害対策係）	
	その他	沖縄総合事務局農畜産振興課（生産総合指導係）	
その他特記事項 （事業セールスポイント等）	・鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止計画を作成した市町村に対しては、特別交付税の拡充（交付率 0.5 → 0.8）措置が受けられます。 ・事業への取組は、単独市町村域の他、複数の市町村域による広域的なソフト事業への取組の場合は、1市町村当たり20万円が加算されます。 ・ハード事業の補助率は、沖縄県は 2/3、中山間地域など5法指定地域は 55/100 以内と補助率の拡充措置があります。 ・事業は、ソフト・ハード一体的な取組の他、ソフト事業又はハード事業のみの取組もできます。		

事業内容	備考
（ソフト） 推進体制の整備 ・協議会の開催等 個体数調整 ・狩猟免許講習会への参加など捕獲の担い手育成・捕獲体制の整備 ・捕獲を行うための箱ワナなど捕獲機材の導入 ・捕獲された鳥獣の処理加工に関する技能研修の実施、商品開発や販路確保等への取組等 被害防除 ・犬を活用した追い上げ・追い払い、忌避作物の導入や被害防止対策に必要な技術の実証 ・被害発生状況、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施 ・被害防止対策の技術指導者等の育成等 生息環境管理 ・牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置 ・放任果樹の除去や雑木林の刈り払い等	から の事業内容は、地域で取組内容の選択が可能
（ハード） 鳥獣害防止施設 ・侵入防止柵の整備 * 被害防止施設と一体的に整備する場合は、捕獲施設の整備も対象 処理加工施設 ・捕獲鳥獣の処理加工施設の整備 * 捕獲鳥獣の一時養育施設の整備も対象 ・捕獲鳥獣の焼却施設の整備	